

	号外	定価1部2円	10.17 人事委員会勧告！勧告後は確定闘争に移行します。実感できる改善に向け当局交渉に結集を！	
	昭和34年4月1日	発行所 盛岡市内丸10番1号		No.2383
	第3種郵便物認可	岩手県庁内		2016年 10月13日

2016県人勸⑦ 10.12人事委員会委員長交渉

勧告は10月17日！

給与改定3年連続プラス改定へ
 月例給 国勧下回るが改善改定へ / 一時金 国並み (0.1月) 上げへ
 扶養手当見直し「切実な要望受け止める」も予断許さず

岩手県地方公務員共闘会議（議長佐藤淳一岩教組委員長）は、10月12日、250人が結集した県庁座り込み交渉支援行動を配置し、最終局面となる熊谷人事委員長との交渉を行った。冒頭、前回交渉後に集約した大型ハガキ署名（今回619枚・4,576筆、累計1,188枚・8,618筆）を手交し、要求書に対する前進回答を強く求めた。



熊谷委員長に改善回答を求める地公共闘交渉団



回答する熊谷委員長

【交渉概要】勧告日は10月17日と表明し、月例給は国をやや下回るもののプラスとなること、一時金は国並みの改定が見込まれるとし、3年連続の賃上げとなる改定に踏み切る姿勢を示した。

扶養手当の見直しは、「職員の切実な声を受け止める」との認識を示したものの、国、他県の動向を見て判断するとの回答に止まり、極めて不満の残る回答となった。すでに勧告のあった17道県では、全てで見直しが勧告される極めて厳しい状況であり、当県の動向を注視する必要がある。

通勤手当は交通用具利用に関し、下落しているガソリン価格の動向に言及、その一方で、交通機関利用の全額支給上限額が国・他県に比べて低水準であるとし、これらの改定が必要との認識を示した。

交渉は一定前進回答があったものの、扶養手当見直しは具体的な内容を示さず、不満が残る結果となった。地公共闘は勧告を踏まえた確定闘争に向け体制強化を確認した。

【熊谷人事委員長との交渉結果】

月例給・一時金の改定

(地公共闘) 勧告日、公民較差の見通しは。

(委員長) 勧告日は10月17日を予定。月例給は平均額で民間が公務員を上回っているが、較差は国人勸(708円)をやや下回る。一時金は民間が上回っており、国人勸(0.1月)並みの較差となる見込み。較差配分をはじめ改定の具体的内容は今後委員会で決定する。

(地公共闘) 今回のプラス改定については、全職員が実感できる改定となるよう求める。



交渉支援座り込み参加者に決意を述べる交渉団

配偶者の扶養手当見直し

(地公共闘) 見直しは、職員への影響が大きく国に追随した拙速な勧告をしないよう求める。

(委員長) 十分な検討が必要であり協議を続けている。女性の社会進出や共働きの増加、次世代育成の視点などの変化もある。職員の切実な声は受け止める。その上で他県の状況を踏まえ判断していく。

(地公共闘) 少子化の中、国準拠の見直しでは配偶者を扶養する世帯を中心に賃下げとなり、子育て支援とはならない。民間の実態を考慮したうえで、国準拠の勧告は見送るべき。



改善勧告に向け県庁座り込みシュプレヒコール

高齢層職員の賃金改善

(地公共闘) 総合的見直しによる現給保障で高齢層職員への影響は深刻。勤務意欲の確保策の検討を求める。

(委員長) 課題は認識しているが、給与水準は民間との均衡、国・他県の動向を反映し判断しなければならない。これらに応じて改定を行って行く。

(地公共闘) 単に準拠とせず当県の事情も考慮すべき。現給保障も3年間で解消するよう検討を求める。

諸手当改善

(地公共闘) 広い県土を持つ当県の勤務実態を踏まえ、自己負担を解消する制度改善を求める。

(委員長) 通勤手当について、交通用具利用に関してはガソリン価格の下落により平均価格が昨年と異なること、交通機関利用は全額支給上限が国、他県より低い水準にあることは承知している。これらを考慮して通勤手当の改定の必要性をどう言及するか検討している。住居手当は今年の国人勸でも言及されておらず、他県の動向を踏まえて検討していく。

職員の勤務環境の改善

(地公共闘) 子育て支援のための休暇制度の充実、多忙化・長時間労働の解消に向けた対策は。

(委員長) 育児休業法改正への対応(介護休暇の分割取得、介護時間の新設など)は国同様実施が必要と考えている。要請の休暇制度の拡充は、国、他県の状況を踏まえ、どう言及するか検討している。

長時間労働の解消は問題意識を持っておりこれまでも言及してきた。委員会でも学校現場に出向き状況を伺った。任命権者の取り組みが重要であり、取り組みを進めるよう求めていく。

(地公共闘) 子育て支援の休暇制度は前向きに検討を。多忙化解消は任命権者の対策が依然として十分でなく現場では改善の実感がない。解消に向け実効力ある対策を任命権者に強く求めるべき。